

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年四月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>草加流山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>三郷市大廣戸字深田通九二四番 九地先から 同市大廣戸字深田通九一一番二 地先まで（ただし、関係図面に表 示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年四月十二日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成十九年十一月九日付け 埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第二十二号における 道路予定区域の一部供用開 始である。延長二七六・六 メートル。</p>